

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 作成の基本方針

(2026（令和8）年〇月)

1. 作成及び改定の経緯

2005（平成 17）年 6 月 1 日に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）が施行され、我が国における外来生物対策が本格的に開始された。2010（平成 22）年に我が国で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において決議された「愛知目標」においては、個別目標 9 に「2020（令和 2）年までに侵略的外来種及びその定着経路が特定される」等が掲げられ、2012（平成 24）年 9 月に閣議決定された生物多様性国家戦略 2012-2020 には、我が国の生物多様性が直面する 3 つの重大な危機の 1 つとして、外来種による生態系等への影響が位置付けられた。また、主要行動目標として「侵略的外来種リストを作成」することが掲げられた。これを受けて、2015（平成 27）年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」が作成された。

2022（令和 4）年の外来生物法改正（2023（令和 5）年施行）を受けて、2022（令和 4）年 9 月に変更の閣議決定された「特定外来生物被害防止基本方針」には、本リストの発信・作成を通じて、「国民に対して外来種の適切な取扱いを呼びかけるとともに、各主体の防除の取組を推進し、防除の手法や侵入経路管理手法等に係る研究を後押しするなど、総合的な外来種対策を進める。」旨が初めて記載された。今般、2023（令和 5）年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、「生態系被害防止外来種リストの見直しを行う」とされたことを受け、国内外の最新の外来種の侵入状況、生態系等への被害状況等を踏まえ本リストの改定を行うこととし、2026（令和 8）年〇月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 第 2 版」（以下「本リスト」という。）を公表した。

2. 作成の目的

本リストは、「特定外来生物被害防止基本方針」に基づき、本リストの発信・作成を通じて、国民に対して外来種の適切な取扱いを呼びかけるとともに、各主体の防除の取組を推進し、防除の手法や侵入経路管理手法等に係る研究を後押しするなど、総合的な外来種対策を進めることを目的に作成する。

2025 年 3 月に公表された「外来種被害防止行動計画 第 2 版」と同様に、2022

(令和4)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において決定された世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲット6「侵略的外来種の導入率及び定着率を2030年までに50%以上削減する」等の達成を意識しつつ、国、地方公共団体、国民、事業者など外来種対策に係る全ての主体に対して侵略的外来種について十分に浸透させ、これらの主体の参画の下で外来種対策の一層の進展を図る。

具体的には、外来生物法に基づく特定外来生物のみならず、現時点で法規制のない種類も含めて、特に侵略性が高く、我が国の生態系等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある外来種(侵略的外来種)をリスト化するとともに、最新の定着状況や侵入経路、我が国における具体的な対策の方向性、利用上の留意点等、対策のための基礎情報を掲載種ごとに整理して示すものである。外来種対策にかかる全ての主体に対し、対策のための基礎情報を提供するとともに、外来種対策や生物多様性保全への関心と知識を高め、外来種対策への各主体の積極的な参加・協力、調査研究・モニタリングや防除、本リスト掲載種の利用抑制又は適切な管理、代替種の開発・普及等、適切な行動を呼びかけるためのツールとして本リストを活用する。また、地方自治体においては、本リスト掲載種及びその定着状況等の情報も参考にした外来種に関する条例や独自の地方版リストの作成、生物多様性基本法第13条において地方自治体が策定に努めるよう規定されている「生物多様性地域戦略」の策定や見直し等の推進が期待される。

加えて、「特定外来生物被害防止基本方針」に基づき、本リストを参考とし、特定外来生物の選定を行うこととする。

なお、本リストでは、導入(意図的又は非意図的を問わず、人為的に、過去又は現在の自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外へ移動させること。)によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種又は変種を含む。)について「外来種」の用語を用いる。(外来生物法では「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(その生物が交雑することにより生じた生物を含む。)」を「外来生物」と定義しており、本リストでは外来生物法上の「外来生物」と区別するため、「外来種」の用語を用いることとする。)また、本リストでの生態系等への被害とは、外来生物法に規定する「生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害」のほか、社会経済に係る被害も含むものとする。

3. 基本的な考え方

- 本リストは、「外来種被害防止行動計画 第2版」と共に、我が国における外来種対策の中核的な施策として位置付けられ、特定外来生物等の指定や今後の防除の推進、その他の外来種対策等の基礎となるものである。
- 本リストでは、我が国において生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高い外来種を掲載する。
- 本リストに掲載される種類は、生物多様性条約8条(h)（生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。）に則り、侵入や拡大の防止のための防除等の対策が必要とされる。
- ※各主体における対策は、本リストを基礎資料とし、「外来種被害防止行動計画」に示した対策の優先度の考え方に沿って検討する。
- 本リストに掲載されている種類について、飼養等されているものは基本的に防除等の対象とはならないが、逸出がないよう管理を徹底し、放出しなことが求められる。
- 侵略性が高い外来種のうち、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への被害がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替種がいない外来種がある。これらの外来種については特に、利用に伴う生態系等被害の発生を低減若しくは抑制するための管理を徹底する、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及に努めることが求められる。
- 本リストの掲載種が交雑することにより生じた生物については、個別に掲載されていない場合でも、生態系等に被害を及ぼす可能性もあるため、慎重に対応することが重要である。
- 本リストは、継続的・定期的に掲載種の追加、削除及び関連情報の更新を行う。

4. 掲載種の選定

(1) 掲載の対象とする外来種の範囲

本リスト掲載種の選定に当たっては、以下の事項に照らし、必要に応じて、種（亜種又は変種を含む。）、属、科等の生物分類群を単位とする。

- ・我が国に自然分布域がなく、国外から導入される外来種については、基本的

には、国内での定着が確認されている種を対象とする。

- 国内に定着していない種であっても、国外において特に侵略性が高いとの知見があるものであって、国内へ未導入の外来種については、今後国内に導入され、定着する可能性が高いものを、既に国内への導入又は利用がなされている外来種については、逸出して定着する可能性が高いものを対象とする。
- なお、国外から導入される外来種については、特定外来生物の選定における「明治元年以降に我が国に導入されたと考えられる生物を対象とする」という要件にはよらず、導入時期に関わらず外来種との知見があるものを対象とする。
- 我が国に自然分布域を有しているが、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入された生物種が生態系等に係る被害を及ぼすものは、「国内由来の外来種」として、本来の分布情報及び生態的知見が充実しており、原則として導入された地域での被害の実態が明らかなものを対象とする。なお、我が国に自然分布域を有するだけでなく、国外にも自然分布域を有しており、国外から国内の自然分布域の外に導入された生物種が同様の被害を及ぼす場合もある。こうしたものは「国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種」とし、「国内由来の外来種」と同様に、本来の分布情報及び生態的知見が充実しており、原則として導入された地域での被害の実態が明らかなものを対象とする。また、国外由来の外来種との指摘がなされているが、国内に自然分布域を持つ可能性を現時点では否定できない種については、その生態系等に係る被害の状況等を踏まえて、必要に応じて対象とする。
- 在来種の自然分布域内へ別の遺伝的形質を有する同種の集団（個体群）を人為的に導入することによる遺伝的かく乱の問題については、特定の種だけでなく、あらゆる種・地域等について可能性を考慮する必要がある。そのため、個別の種をリストに掲載するのではなく、外来種被害防止行動計画において、遺伝的かく乱につながる以下の行為についての考え方を整理・記載する。
 - －在来種の自然分布域内への別の遺伝的形質を有する同種の導入
 - －在来種の形質を改良した系統等の導入
- 特定外来生物は、外来生物法に基づき指定された種類として全て掲載する。
- 感染症、寄生生物等については、明らかに国外から導入され、我が国の野生動植物に大量死を発生させる等、我が国の生態系等に重大な被害を及ぼすおそれがあり、注意喚起等を行うべきものを対象とする。なお、原則として感染症予防法等の他法令で対応されているものは対象としないが、上記の観点から生態系への被害が重大なものについては対象とする。なお、感染症又は寄生生物の宿主となる外来種が選定される場合は、その宿主となる種の付加情報として記載する。

- ・農業害虫とされているものについては、農作物保護の観点から、被害防止の対応が行われているため、農業被害のみを及ぼす害虫については、対象としない。

（２）選定の方法

以下の手順で掲載する種の選定を行った。詳細は「別添：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト掲載種の選定方法」のとおりである。

①検討を行う種の抽出

掲載種の選定に当たっては、平成 27 年に作成された本リスト、外来種に関する他のリスト（IUCN ワースト 100、日本の外来種ワースト 100、ISSG、地方版外来種リスト等）、地方公共団体や関係省等への意向調査、専門家から提供された情報を基に、検討を行う種を抽出する。

②定着段階の区分

本リスト掲載種は、「未定着」、「定着初期/限定分布」、「分布拡大期～まん延期」という 3 つの国内における野外への定着段階に区分する。なお、対策等について別途検討が必要な感染症・寄生生物、さらに地史的な背景や生物地理学的位置づけから特有かつ外来種の影響に対して特に脆弱な生態系である小笠原諸島及び南西諸島において深刻な影響を及ぼす種については、全国スケールでの定着段階の区分にはなじまないことから、定着区分と併せて記載する。

定着段階及び各定着段階に対応する全国スケールでの対策目標の基本的な考え方を以下のとおり整理する。

【定着段階の区分】

・未定着

（定着状況）国内で飼養等されているものも含め、現時点で、国内への定着の情報がない種類。

（対策目標）監視と予防等による、未定着状態の維持。

・定着初期/限定分布

（定着状況）国内への定着が一部地域に限られている種類。

（対策目標）国内からの根絶、分布拡大の阻止。

・分布拡大期～まん延期

（定着状況）国内の多くの地域に定着しているが定着が全域には拡大していない種類、北海道から九州までのほとんどの都道府県で定着が確認されてい

る種類及び生息可能な立地・環境のほとんどで定着が確認されている種類。

(対策目標) 地域的な根絶(取り除き)、生物多様性保全上重要な地域への分布拡大の阻止、被害影響の低減等、地域や種別に対応を検討。

【必要に応じ、併せて記載】

・感染症・寄生生物

野生動植物の大量死を発生させる等、我が国の生態系等に重大な被害を及ぼすおそれがある感染症・寄生生物・病原体等。

侵入の予防、発生時の宿主移動や感染拡大の防止等、個別の状況に応じた対策の検討が必要とされる。

・小笠原諸島及び南西諸島において深刻な影響を及ぼす種

地史的な背景や生物地理学的な位置づけからも国内では比類のない特有かつ外来種の影響に対して特に脆弱な生態系を有する小笠原諸島及び南西諸島において深刻な影響を及ぼす種。

(対策目標) 小笠原諸島及び南西諸島においては現在生息・生育する島での影響低減と封じ込め、種によっては根絶。

③侵略性の評価

検討を行う種について、潜在的な可能性も含め侵略性の高さを以下の項目により評価する。

▶生物学的条件

(3-1)未定着の種について、定着の可能性(生態的特性:気候適合性、環境適合性、繁殖特性、食性等)

例:温帯域に生息・生育する生物 等

(3-2)生態系被害の重大性(競合、交雑、捕食等)

例:食肉性哺乳類や肉食性魚類 等

(3-3)分布拡大・拡散の可能性

例:生物体・散布体が小さい、物資等に混入・付着する等、発見が困難で非意図的に拡散されやすい生物 等

▶自然環境・社会経済的条件

(3-4)生物多様性保全上重要な地域への影響

例:国立公園、絶滅危惧種の生息・生育地、世界遺産地域等に侵入し、影響を与えるもの 等

(3-5)特に問題となる被害（重大な人的被害及び経済被害の有無等）

例：人体に対する強力な毒を有する生物、農作物の食害等により農業に重大な影響を与える生物、物理的に治水等に影響・被害を与える生物 等

(3-6)利用による逸出、付着・混入による拡散の可能性（大量輸入、使い捨ての利用、野外利用の有無、物資への非意図的な随伴等）

例：生き餌、実験試料として生体で大量に輸入、使用されるもの 等

※侵略性の高さについて、一定の知見に基づきこれらの基準によって判断できる場合は選定する。ただし、分布状況等の不足している情報については、知見の集積に努めるものとする。

リストの根拠情報では、侵略性の評価について、各評価項目ごとに以下の考え方に沿って評価を記載している。

「◎」…情報があり、その評価基準について「強い」「高い」「大きい」又は「可能性が高い」といえる。

「○」…情報があり、その評価基準について「ある」又は「可能性がある」といえる。

「×」…情報があり、その評価基準について「基準を満たさない」「ない」といえる。

「－」…現時点では、該当する情報を得ていない。

この評価を踏まえ、以下の観点から総合的に判断し、掲載種を選定した。（該当する基準について、本リスト中には番号を記載）

④掲載種の選定

③の評価を踏まえ、以下の観点から総合的に判断し、掲載種を選定した。（該当する基準について、本リスト中には番号を記載）

<動物>

次のⅠ～Ⅳに1つ以上該当する種類について、本リスト掲載対象とした。

Ⅰ．生態系被害が大きいもの。（生態系被害で「◎」となる、複数の項目で「○」となることなどを重視）

Ⅱ．生物多様性保全上重要な地域に侵入し、問題になっている又はその可能性が高いもの。（「重要地域への被害が「◎」となることを重視」）

Ⅲ．生態系被害のほか、人体や経済・産業に大きな影響を及ぼすもの。（生態系被害で「○」と評価されている、「人体」被害や「経済・産業」被害が「◎」となることを重視）

Ⅳ．知見が十分でないものの、近縁種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略

的であるとの情報があるもの、又は、近年の国内への侵入や分布の拡大が注目されている等の理由により、知見の集積が必要とされているもの。

<植物>

次のⅠ～Ⅴに1つ以上該当する種類について、本リスト掲載対象とした。

- Ⅰ．生態系被害のうち交雑が確認されている、又はその可能性が高いもの。
（「生態系被害」の「交雑」が「◎」となることを重視）※生態系被害の中でも、交雑は不可逆的な影響であるため特に重視した。
- Ⅱ．生物多様性の保全上重要な地域で問題になっている、又はその可能性が高いもの。（「重要地域」への被害が「◎」となることを重視）
- Ⅲ．人体に重篤な被害を引き起こす、又はその可能性が高いもの。（「人体」被害が「◎」となることを重視）
- Ⅳ．生態系被害のうち競合又は改変の影響が大きく、かつ分布拡大・拡散の可能性も高いもの。（「生態系被害」のうち、「競合」又は「改変」が「◎」で、かつ「分布拡大・拡散」、「利用」、「付着・混入」の複数項目が「◎」となることを重視）※生態系被害の中でも、競合又は改変の影響が、拡大、継続することを重視した。
- Ⅴ．生態系被害のほか、人体や経済・産業へ幅広く被害を与えており、かつ分布拡大・拡散の可能性もあるもの。（「生態系被害」の「競合」又は「経済・産業」が「◎」、「重要地域」又は「人体」が「○」、「分布拡大・拡散」、「利用」、「付着・混入」が「◎」となることを重視）

5. 掲載種のカテゴリ区分

掲載種は、本リストを使用する各主体による対策の検討・実施等に当たって参考となるよう、特に重点を置くべき対策の方向性により、「定着を防止する外来種（侵入・定着防止外来種）」「総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）」「適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）」の3つのカテゴリに区分する。これらの種の扱いについては、外来種被害防止行動計画も適宜参照されたい。

（1）定着を防止する外来種（侵入・定着防止外来種）

国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。

(i) 侵入予防外来種

国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある外来種。

【カテゴリ分けの基準】国内に未定着の種類のうち、意図的な導入を含めて国内への侵入事例が確認されていない。

(ii) 定着防止外来種

侵入事例があるもののうち、国内への野外定着を未然に防ぐ必要がある外来種。

【カテゴリ分けの基準】国内への侵入事例があるが、野外における定着が確認されていない。

(2) 総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）

国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害のおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除（野外での取り除き、分布拡大の防止等）、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。

(i) 防除推進外来種

生態系等被害が大きく、積極的に防除する必要があるもの。総合対策外来種と位置付けられた種類のうち、被害の深刻度に関する基準のいずれか又は複数に該当する外来種。

特に緊急性が高く、特に、各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある。

【カテゴリ分けの基準】国内に定着しており、生態系等への被害が大きいとされるもの。被害の深刻度に関する基準として①～④のいずれかに該当する。

防除推進外来種における対策の優先度の考え方：

（被害の深刻度に関する基準）

- ① 生態系に係る潜在的な影響・被害が特に重大
- ② 生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- ③ 絶滅危惧種等の生息・生育に重大な被害を及ぼす可能性が高い
- ④ 人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して重大な被害を及ぼす

(ii) 防除検討外来種

防除推進外来種に比べ、生態系等へ及ぼす被害は小さいまたは不明であ

るものの、生物多様性保全上重要な地域や、産業等への被害発生状況に応じて防除を行う必要がある外来種。

【カテゴリ分けの基準】国内に定着しているが、防除推進外来種に該当するほどの生態系等への被害ではない。

(3) 適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）

産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への被害がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替種がないものであり、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。利用に当たっては、本リストに記載している利用上の留意事項（※）の他、利用に伴う生態系等被害の発生を低減若しくは抑制するための管理を徹底する、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及に努める（なお、特定外来生物の指定種を飼養等する場合は外来生物法の許可を得ることが必要である）ことが求められる。また、逸出等により管理から外れたものについては速やかに防除を実施することが求められる。

※<リストの参考情報>にも「利用上の留意事項」として記載。

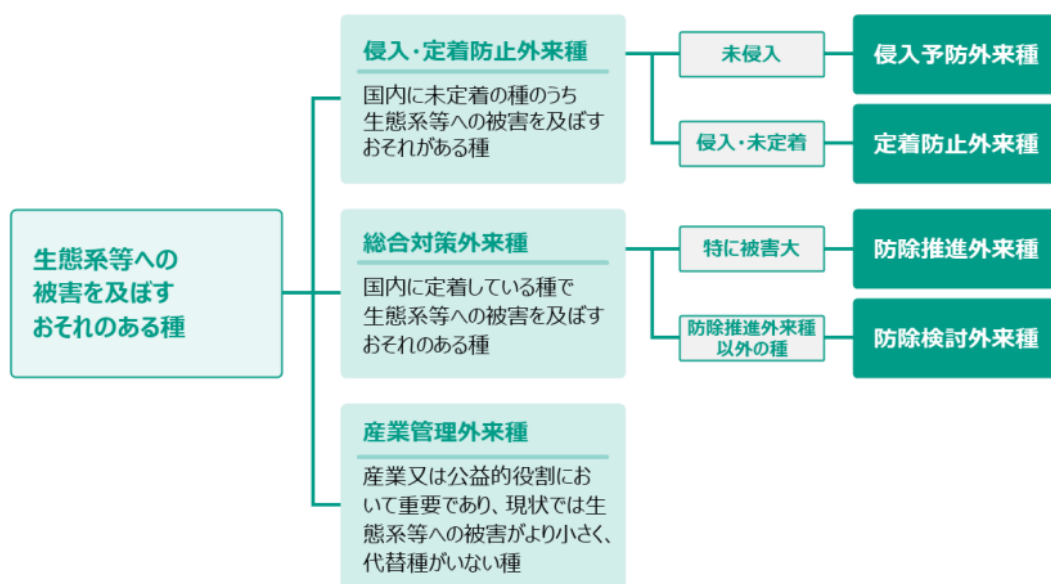


図 5 新リストのカテゴリ区分

(図) カテゴリ概要図（外来種被害防止行動計画 第2版から引用）

6. 本リストの構成

(1) 本リスト

掲載種ごとに選定理由やその根拠情報、定着段階、特定外来生物等の指定の

有無、利用上の留意事項等の情報のほか、植物については、特に問題となる地域等を記載する他、防除推進外来種に限って特段の防除取り組みが要請される区域を記載し、これらを一覧できるリストを作成する。また、リストには、以下に挙げる項目についての情報を整理する。なお、国内由来の外来種については、特に影響が懸念される地域を種名とともに表示する。

- ・ 定着段階
- ・ 特段の防除取り組みが要請される区域（※植物のみ）
- ・ カテゴリ
- ・ 対策優先度の要件
- ・ 特定外来生物か否か
- ・ 和名（別名、流通名）
- ・ 学名
- ・ 特に問題となる地域や環境（※植物のみ）
- ・ 選定理由
- ・ （侵略性の）評価項目
- ・ 原産地・分布（日本を除く。）
- ・ 日本での分布

※使用している用語の本リストにおける考え方

放出：人の管理下にあった外来種を人為的にその管理から外すこと。

逸出：人の管理下にあった外来種がその管理から外に出ること。

導入：外来種を自然分布域外から持ち込むこと。

- ・ 形態（※植物のみ）
- ・ 生息/生育環境等
- ・ 日本での利用状況
- ・ 利用上の留意事項
- ・ 備考
- ・ 抽出根拠等
- ・ 文献等
- ・ 防除事例
- ・ 防除マニュアル
- ・ 他法令での位置付け
- ・ 関係する感染症（※動物のみ）

（２）関連資料

- ・ 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト作成の基本方針

(本資料)

別添：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト掲載種の
選定手順及び選定方法

7. 本リストの公表・発信

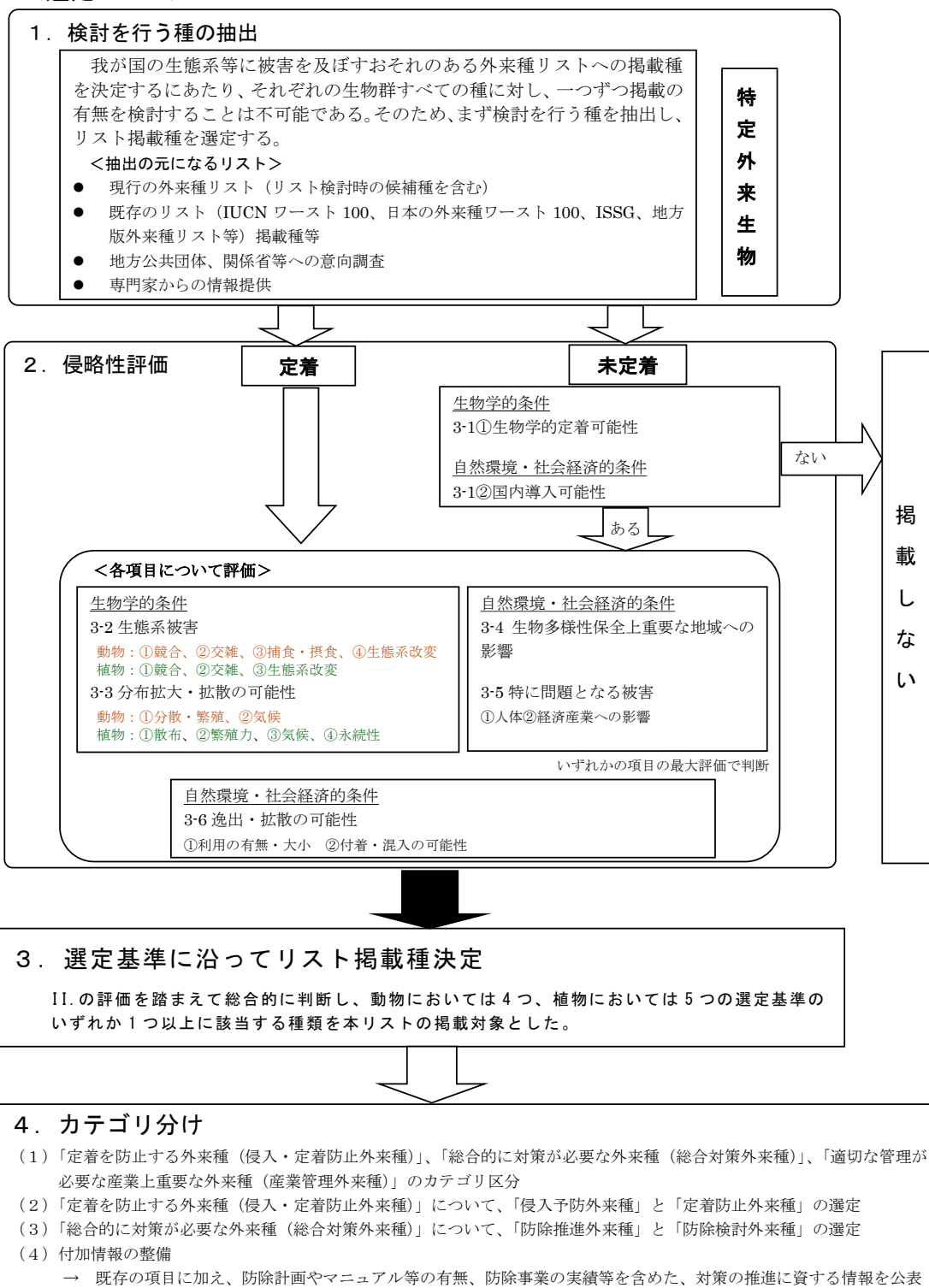
本リスト及び関係資料は、誰もが簡単にアクセスできるよう、環境省が作成するホームページ等にて公表を行うとともに、パンフレット等を作成し、普及啓発に努めるものとする。

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

掲載種の選定方法

概要（フロー図）

<選定フロー>



我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の選定方法

<侵略性の評価を行う際の考慮事項>

- ・ 客観性を保つため、評価の根拠文献等に基づき評価する。
- ・ 外来種対策では予防が効果的で、早期の判断が必要なため、「生態系等への被害」を明記していなくとも被害を推測できる情報を海外文献も含め収集し、評価を進める必要がある。
- ・ 掲載については、社会的影響が懸念される場合には、リストの注釈、気をつけるべき内容等を加えた公表方法を検討会で整理することとし、リストの選定については「客観的にリスクを評価」する方針とする。

【動物の選定方法】

1. 検討を行う種の抽出

本リスト掲載種の選定に当たっては、平成 27 年に作成された本リスト、外来種に関する他のリスト（IUCN ワースト 100、日本の外来種ワースト 100、ISSG、地方版外来種リスト等）、地方公共団体や関係省等への意向調査、専門家から提供された情報を基に、検討を行う種を抽出する。抽出された種について、生物学的条件及び自然環境・社会経済的条件について評価を行い、掲載種を選定する。掲載種については、カテゴリ区分、定着段階等の情報の整理を行う。

2. 定着段階の区分

定着・分布状況の解明度は、分類群によって大きく異なっているものの既存の知見に基づき、下記の通り区分を行った。空欄のものは情報不足のため評価できなかったものである。

未定着
国内で飼養されているものも含め、現時点で、国内への定着の情報がない種類。野外での確認記録が少数あるが継続した繁殖が確認されていないものも含む。
定着初期／限定分布
国内への定着が一部地域に限られている種類。全国への定着地域の拡大のおそれはあるが現時点では大規模な拡大は確認されていない種類及び定着後の年月は長いが潜在的に定着可能な範囲に対して分布が限定的な種類を含む。
分布拡大期～まん延期

国内の多くの地域に定着しているが定着が全域には拡大していない種類、北海道から九州までのほとんどの都道府県で定着が確認されている種類及び生息可能な立地・環境のほとんどで定着が確認されている種類。（例えば、関西以西のほとんどの県で確認されている南方系の種類）

＜別途追記する区分等＞

小笠原諸島・南西諸島で特に注意

地史的な背景や生物地理学的な位置付けからも国内では比類のない特有かつ外来種の影響に対して特に脆弱な生態系を有する小笠原諸島及び南西諸島において深刻な影響を及ぼす種。未定着の種を含む。

国内由来の外来種・国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種

国内の他の地域から持ち込まれたのか、在来種と同じ種類が海外から持ち込まれたのか、どちらかが不明な種類。

国外由来の外来種との指摘がなされているが、国内に自然分布域を持つ可能性を現時点では否定できない種

国外由来か国内由来かの議論が継続している種類。（例：クサガメ）

3. 侵略性の評価

以下、侵略性の評価について、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの掲載種選定手順について」のフローの順に基づき、記載する。

「◎」…情報があり、その評価基準について「強い」「高い」「大きい」又は「可能性が高い」といえる。

「○」…情報があり、その評価基準について「ある」又は「可能性がある」といえる。

「×」…情報があり、その評価基準について「基準を満たさない」「ない」といえる。

「－」…情報がないもしくは収集できていない、又は「×」とは確定できない。

3-1. 定着の可能性（未定着の種に限る）

「未定着」の検討対象種については、以下の2つの観点から定着の可能性を評価した。

①生物学的な定着の可能性

生態的特性（気候適合性、環境適合性、繁殖特性、食性）から定着の可能性のあるもの。気候適合性、環境適合性については、分布域の北上、温暖化、ヒートアイランド等の影響を考慮する。

○：我が国は南北に長く気候や環境条件が多様であることから、全国を視野に入れた場合、定着の可能性がないことを予想するのは難しいため、多くの種類がこのカテゴリーに分

類される。 －：南極圏や北極圏等ごく限られた極限的な環境で侵略的になる種類で、国内での定着の可能性はほぼないと考えられる種類。
②海外からの導入の可能性
非意図的な付着等による導入も含め、利用を通して国内への導入・定着の潜在的可能性が高いと判断されるもの。 ◎：国内に輸入、飼養されている、又は、される可能性が高い種類、もしくは、大量に流通する物資等に非意図的に混入・付着していることが確認されている種類。 ○：国内に輸入、飼養される可能性がある種類、もしくは、大量に流通する物資等に非意図的に混入・付着している可能性が高い種類。 －：国内に輸入、飼養される可能性が現状からは低く、非意図的な混入・付着の情報がない種類。

3－2. 生態系被害の重大性

生態系被害の重大性については、以下の4つの観点から評価した。潜在的な被害の重大性の観点から、国内における被害報告だけでなく、海外における被害報告、重要な生息環境における定着・優占の可能性を考慮した。

①競合
希少種、有用種、生態系を構成する主要な在来種との競合が国内・外で報告されているもの。同一の資源（餌・環境）を利用するもの。国内外の重要な生息環境で高密度化、優占が知られているもの。 ◎：国内外の情報から、競合により、在来生物を駆逐、又は特定の在来種の存続を脅かす等の具体的な事例が報告、確認されているか、その可能性が高い。 ○：国内外の情報から、競合により、在来生物を駆逐、又は特定の在来種の存続を脅かす等の可能性が指摘されている。もしくは、一定程度の部分的な被害が報告、確認されている。 －：競合により、在来生物を駆逐、又は特定の在来種の存続を脅かす等の情報がない、又は、そのような可能性の検討がなされていない。
②交雑
国内に同属・近縁の在来種が存在し、交雑による遺伝的かく乱の可能性のあるもの。 ◎：国内の在来種との交雑により、在来種の遺伝的かく乱についての具体的な事例が報告、確認されているか、その可能性が高い。又は、絶滅危惧種等、我が国の生物多様性保全上重要な種との交雑を行い、遺伝的かく乱を起こす可能性が指摘されている。 ○：国内の在来種との交雑により、在来種の遺伝的かく乱の可能性が指摘されている。 ×：交雑による遺伝的かく乱を起こす在来種がいないことが明確である。 －：上記以外（現時点では、交雑による遺伝的かく乱に関する情報が得られていない。）

③捕食・摂食
国内外の情報から在来種を大量に捕食・摂食する可能性がある判断されるもの。 ◎：国内外の情報から、捕食・摂食により、在来種の存続を脅かす等の具体的な事例が報告、確認されているか、その可能性が高い。 ○：国内外の情報から、捕食・摂食により、在来種の存続を脅かす等の可能性が指摘されている。もしくは、一定程度の部分的な被害が報告、確認されている。 －：上記以外（現時点では、捕食・摂食による被害に関する情報が得られていない。）
④生態系改変
食物連鎖や生息環境等を改変する可能性があるもの。 ◎：国内外において、食物連鎖や生息環境等の生態系改変が確認されているか、その可能性が高い。 ○：国内外において、食物連鎖や生息環境等の生態系改変の可能性がある。 例）植生帯を消失させ、水質悪化や食物連鎖の改変を引き起こす。アメリカザリガニ －：上記以外（現時点では、生態系改変による被害に関する情報が得られていない。）

3－3. 分布拡大・拡散の可能性

侵入・定着した場合に分布拡大・拡散しやすいと予想される種は、優先的にリストに掲載することとし、以下の2つの観点から評価した。

①分散能力・繁殖力
幼生の散布距離が大きいもの。分散能力が高いもの。繁殖力が強く、国内外の例から分布拡大の抑制が困難と予想されるもの。 ◎：特に分散能力が高い、もしくは繁殖力が強く、分布拡大の抑制が困難になっているか、その可能性が高い。 ○：分散能力が高い、もしくは繁殖力が強く、分布拡大の抑制が困難な可能性がある。 －：上記以外。
②気候・環境への適合性
気候・環境に適合し、分布拡大の可能性が高いもの。 ◎：気候、環境が生息に適していて、分布拡大の可能性が高い。 ○：上記以外の全種類（生物学的な定着の可能性と同じく、我が国は南北に長く気候や環境条件が多様であることから、全国を視野に入れた場合、気候・環境への適合性がないことを予測するのは難しいため）

3－4. 生物多様性保全上重要な地域への影響

我が国の生物多様性保全上重要な地域としては、国立公園や世界自然遺産地域等の原生的自然、固有種・絶滅危惧種の生息・生育する地域等があり、こうした地域への影響に関する評価を行った。

生物多様性保全上重要な地域への影響
我が国の生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し、生物多様性に重大な影響を与える可能性があるもの。
◎：生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し、生物多様性に重大な影響を与えている、又はその可能性が高い。
○：生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し、生物多様性に影響を与える可能性がある。
－：上記以外。

3－5. 特に問題となる被害

生態系や生物多様性以外への被害については、大きく以下の2つに分けて評価を行った。

①人体への被害
人体に対する強力な毒を有する等、人的被害が大きいと予想されるもの。
◎：人に重度の障害をもたらす危険がある毒を有する。重症を負わせる可能性がある。
例) 重度の障害をもたらす危険がある毒（キョクトウサソリ科、セアカゴケグモ）
例) 重傷を負わせる可能性（カミツキガメ）
－：上記以外。
②産業・経済への被害
国内外の事例から、野外に定着した場合に、農林水産業等に重大な影響を与える可能性がある。特に対応が必要となるもの。
◎：国内外の事例から、農林水産業への影響や防災上の影響等、産業・経済に重大な被害を及ぼしているか、その可能性が高い。
例) 農作物への経済的被害（アライグマ、スクミリンゴガイ、アフリカマイマイ）
例) 治水や水利用の障害になっている（カワヒバリガイ、ムラサキイガイ、カサネカンザシ）
例) 食害により景観を損ねる被害（クビアカツヤカミキリ）
○：国内外の事例から、農林水産業への影響や防災上の影響等、産業・経済に重大な被害を及ぼす可能性が指摘されている、もしくは、一定の部分的被害が報告されている。
－：上記以外。

3－6. 利用による逸出、付着・混入による拡散の可能性

非意図的な混入・付着等による拡散も含め、利用方法や管理実態等から拡散の潜在的な可能性が高いと判断されるもの。逸出・拡散の可能性については、大きく以下の2つに分けて評価を行った。

①利用による逸出の可能性
国内で、生き餌、実験試料等として生体で大量に使用されているもの。野外での飼養・放流が行われており、拡散の危険性が高いもの。管理放棄の起こりやすさや、管理の困難性等

から逸出の危険性が高いもの。 ◎：産業利用やペット等として、全国的に頻繁に飼養されている。 ○：産業利用やペット等として、飼養されることがある。 －：現時点で利用に関する情報が得られない。
②混入・付着による拡散の可能性
物資や農業用水等に非意図的に混入・付着している可能性が高いもの。 ◎：流通する物資や農業用水等に非意図的に混入・付着して拡散する事例が報告されている。 例) 輸入貨物に混入するヒアリ 例) 農業用水に伴って拡散するオオクチバスやブルーギル等 ○：流通する物資や農業用水等に非意図的に混入・付着して拡散する可能性が指摘されている。 －：現時点で、非意図的な混入・付着の情報がない。

4. 掲載種の選定

「2. 定着状況の区分」「3. 侵略性の評価」で整理した情報を踏まえ、定着可能又は定着済みのものを対象とし、原則として以下の視点を重視し、総合的に判断し、選定した。

侵略性の評価を踏まえた選定理由
次のⅠ～Ⅳに1つ以上該当する種類について、リスト掲載対象とした。 Ⅰ. 生態系被害が大きいもの（生態系被害で「◎」となる、複数の項目で「○」となることなどを重視） Ⅱ. 生物多様性保全上重要な地域に侵入し、問題になっている又はその可能性が高い（「重要地域が「◎」となることを重視」） Ⅲ. 生態系被害のほか、人体や経済・産業に大きな影響を及ぼすもの（生態系被害で「○」評価されている、「人体」や「経済・産業」が「◎」となることを重視） Ⅳ. 知見が十分でないものの、近縁種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの情報があるもの、又は、近年の国内への侵入や分布の拡大が注目されている等の理由により、知見の集積が必要とされているもの

【植物の選定方法】

1. 検討を行う種の抽出

本リスト掲載種の選定に当たっては、平成 27 年に作成された本リスト、外来種に関する他のリスト（IUCN ワースト 100、日本の外来種ワースト 100、ISSG、地方版外来種リスト等）、地方公共団体や関係省等への意向調査、専門家から提供された情報を基に、検討を行う種を抽出する。抽出された種について、生物学的条件及び自然環境・社会経済的条件について評価を行い、掲載種を選定する。掲載種については、カテゴリ区分、定着段階等の情報の整理を行う。なお、維管束植物（シダ植物、種子植物）をおもな対象としたが、専門家からの意見をもとに、コケ植物と海藻もリストに追加した。

2. 定着段階の区分

外来植物の分布状況は、都道府県別にはかなり把握されている。そのため定着段階の区分は、都道府県別の分布情報により行った。ただし、栽培されている場所からの逸出をどこまで定着に含めるかなど、都道府県によって定着の扱いが異なる場合がある。

未定着
国内で栽培されているものも含め、現時点では定着の情報がない種類。逸出の記録が少数ある種類も含む。
定着初期／限定分布
国内への定着が一部地域に限られている種類。
分布拡大期～まん延期
国内の多くの地域に定着しているが定着が全域には拡大していない種類、北海道から九州までのほとんどの都道府県で定着が確認されている種類及び生育可能な立地・環境のほとんどで定着が確認されている種類。（例えば、関西以西のほとんどの県で確認されている南方系の種類）

<別途追記する区分等>

小笠原諸島・南西諸島で特に注意
地史的な背景や生物地理学的な位置付けからも国内では比類のない特有かつ外来種の影響に対して特に脆弱な生態系を有する小笠原諸島及び南西諸島において重大な影響を及ぼす種。未定着の種を含む。

国内由来の外来種・国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種
国内の他の地域から持ち込まれた場合と、在来種と同じ種類が海外から持ち込まれた場合

があるが、どちらかが不明な場合も含む

3. 侵略性の評価

以下、侵略性の評価について、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの掲載種選定について」のフローの順に基づき、記載する。

「◎」…情報があり、その評価基準について「強い」「高い」「大きい」又は「可能性が高い」といえる。

「○」…情報があり、その評価基準について「ある」又は「可能性がある」といえる。

「×」…情報があり、その評価基準について「基準を満たさない」「ない」といえる。

「－」…現時点では、該当する情報を得ていない。

3-1. 定着の可能性

「未定着」の種については、以下の2つの観点から定着の可能性を評価した。

①生物学的な定着の可能性

生態的特性（気候適合性、環境適合性、繁殖特性）から定着の可能性のあるもの。気候適合性、環境適合性については、分布域の北上、温暖化、ヒートアイランド等の影響を考慮する。

◎：海外のさまざまな国に定着しており、幅広い環境に適応できる。

近縁（同属など）又は生態が類似した（例えば水生植物（水草））外来種が、国内で定着し、分布を拡大している。近縁種（同属など）又は生態が類似した在来種が、国内で広くみられる。

○：古くから利用されているが定着していない、一時的に定着したが消失した。

上記以外の全種類（我が国は南北に長く気候や環境条件が多様であることから、全国を視野に入れた場合、自然環境から定着の可能性がないことを予測するのは難しい。例えばサボテンのような砂漠に生育する植物が、海浜や砂丘、河川敷などで繁茂することが確認されている。熱帯性の植物については、小笠原諸島や南西諸島で定着する可能性が高い。さらに、ある地域で長年栽培されても定着しなかったものが、別の地域で定着する可能性はある）。

②海外からの導入の可能性

非意図的な付着等による導入も含め、利用を通して国内への導入・定着の潜在的可能性が高いと判断されるもの。

◎：海外で大量に栽培されていて、国内にも輸入、栽培される可能性が高い。

物資等に混入・付着していることが確認されている、又は可能性が高い。

国内で既に輸入、栽培されている。

○：海外で栽培されていて、国内にも輸入、栽培される可能性がある。

物資等に混入・付着している可能性がある。
(海外及び国内での栽培が確認されず、混入・付着に関する情報が得られなかった種類は対象としなかった)

3-2. 生態系被害の重大性

生態系被害の重大性については、以下の3つの観点から評価した。潜在的な被害の重大性の観点から、国内における被害報告だけでなく、海外における被害報告、重要な生育環境における定着・優占の可能性を考慮した。なお捕食については、食虫植物のような種類もあるが、動物への影響は特に大きくないと考え、付加情報とした。おもに海外で起こっている被害は（ ）とした。

①競合

希少種、有用種、生態系を構成する主要な在来種との競合が国内・外で報告されているもの。国内外の重要な生息・生育環境で高密度化、優占が知られているもの。他種の生育を阻害するもの。

<生育環境>

◎：希少種や固有種の生育環境、原生的な自然環境等、重要な生態系や生物群集に侵入している、又は侵入する可能性が高い。

既に広くまん延しているが、こうした環境への侵入を続けている。

例) 高山帯、湿原、極相林、海岸、干潟、海洋島、里地里山などの二次的な自然

<生態や形態の特徴>

◎：広い面積で優占する。 例) 河川敷のヒメムカシヨモギ

大型である、又はつるで伸びる。 例) オオブタクサ、アレチウリ

小型でも密生する。 例) マット状に繁茂するオオフタバムグラ

アレロパシー活性が高い、針やトゲがある又は有毒で草食動物が食べないなどの特徴がある。

※寄生植物（クロロフィルによる光合成を行わず、他の植物に寄生する植物）と半寄生植物（寄生をしながら自身でクロロフィルによる光合成も行う植物）はそれぞれ「寄生」「半寄生」と記載。

○：上記以外の全種類（植物は基本的に光と水を巡って競争関係にあり、ほとんどの種類が在来種と競合すると考えられる）。

②交雑

国内に同属・近縁の在来種が存在し、交雑による遺伝的かく乱の可能性のあるもの。

◎：国内において交雑による遺伝的かく乱の事例が報告、確認されている。又は虫媒花をつける種類で、周辺に近縁（同属程度）の絶滅危惧種が生育するなどで、交雑による遺伝的かく乱の可能性が高い。

○：国内において交雑による遺伝的かく乱が危惧される、交雑による遺伝的かく乱の可能性

がある。 ×：同属の在来種は国内にない。 －：現時点では、交雑に関する情報を得ていない。
③生態系の改変
在来種の生育しにくい環境（礫河原、海浜、干潟、貧栄養湿地等）に定着し、密生する可能性があるもの。河川、沿岸において砂の堆積もしくは侵食を促進する、生育地を富栄養化させる可能性があるもの等。 ◎：国内で改変が確認されているか、改変の可能性が高い。 ○：改変の可能性はある。 例）在来種の生育しにくい環境（礫河原、海浜、干潟、貧栄養湿地等）に定着、密生する。スパルティナ属 例）河川、沿岸で砂の堆積を促進する。シナダレスズメガヤ 例）生育地を富栄養化させる。窒素固定をするマメ科植物 －：現時点では、改変に関する情報を得ていない。

3－3. 分布拡大・拡散の可能性

侵入・定着した場合に分布拡大・拡散しやすいと予想される種は、優先的にリストに掲載することとし、以下の4つの観点から評価した。なお、②、④については、おもに海外で確認されている場合は（ ）とした。

①種子の散布距離が大きい
種子散布距離が大きいもの。 ◎：風散布、水散布、動物散布により広がっている。 ○：風散布、水散布、動物散布により広がっている可能性がある。 ×：重力散布である。種子で繁殖しない。植物断片が水散布されることもない。 －：現時点では、散布距離に関する情報を得ていない。
②繁殖力
繁殖力が強く、国内外の例から分布拡大の抑制が困難と予想されるもの。 ◎：繁殖力が強く、分布拡大の抑制が困難になっているか、その可能性が高い。 ○：繁殖力が強く、分布拡大の抑制が困難な可能性がある。 －：上記以外（現時点では、繁殖力に関する情報が得られていない）
③気候・環境への適合性
気候・環境に適合し、分布拡大の可能性が高いもの。 ◎：気候・環境が生育に適していて、分布拡大の可能性が高い。 例）水草、既にまん延している種類 ○：気候・環境が生育を可能にしている。 上記以外の全種類（生物学的な定着の可能性と同じく、我が国は南北に長く気候や環境条

件が多様であることから、全国を視野に入れた場合、気候・環境への適合性がないことを予測するのは難しいため)

④永続性

寿命の長い木本類等、自然環境下で個体群が永続的に維持されるもの。

◎：自然環境下で個体群が永続的に維持される。

例) 耐陰性があり、林床でも生育できる

例) 水辺で長期間繁茂している

例) 寿命が長い多くの木本類

○：数年程度では消滅しない。 例) 多年草

－：数年程度で消滅する可能性がある。 例) 一年草

3－4. 生物多様性保全上重要な地域への影響

我が国の生物多様性保全上重要な地域としては、国立公園や世界自然遺産地域等の原生的自然、固有種・絶滅危惧種の生息・生育する地域等があり、こうした地域への影響に関する評価を行った。

生物多様性の保全上重要な地域への影響

我が国の生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し、生物多様性に重大な影響を与える可能性があるもの。

◎：生物多様性の保全上重要な地域に侵入・定着しており、生物多様性に重要な影響を与えている、又は与える可能性が高い。(ただし、水草や切片等から繁殖することが可能であって隣接した水系で確認されているものを含む。)

○：生物多様性の保全上重要な地域に侵入・定着し、生物多様性に影響を与える可能性がある。

－：現時点では、生物多様性の保全上重要な地域への影響に関する情報を得ていない。

3－5. 特に問題となる被害（人的・経済的）

生態系や生物多様性以外への被害については、野外に定着した場合に予想される以下の2つの観点から評価を行った。なお、②については、おもに海外で確認されている場合は()とした。

①人体への影響

人体に対する強力な毒を有する等、人的被害が大きいと予想されるもの。

◎：誤食や誤用により、重篤な被害を引き起こす。

例) 誤食による中毒 (例) ドクニンジン、チョウセンアサガオ属)

例) 麻薬になる種類 (例) アツミゲン)

○：人体に悪影響を及ぼす。なお、こうした性質は、防除の困難性にも関係する場合がある。

例) 花粉症の原因 (例) オオブタクサ)

例) 刺による怪我 (例) ハリエンジュ)、かぶれによる皮膚の炎症 ー: 現時点では、人体への影響に関する情報を得ていない。
②産業・経済への影響 国内外の事例から、野外に定着した場合に、農林水産業、社会経済等に重大な影響を与える可能性があり特に対応が必要となるもの。 ◎: 国内の農業等に、重大な被害を及ぼしている。 急速に分布を拡大するなど、被害が拡大する可能性が高い。 河川や水路などで繁茂し、治水や水利用の障害になっている。 (◎): 国内でも栽培される農作物 (例) イネ) に対し、海外で重大な被害を及ぼしている。 ○: 国内の農業等で、雑草として管理の対象となっている。 (○): 国内では一般に栽培されていない農作物 (例) ゴム、カカオ) に対し、海外では重大な被害を及ぼしている。 国内でも栽培されている農作物などに対し、海外で雑草となっている。 ー: 現時点では、産業・経済への影響に関する情報を得ていない。

3-6. 利用による逸出、付着・混入による拡散の可能性

有用植物として野外で大量に利用される種類は逸出する機会が多い。また品種改良により各種の耐性を備えた種類の中には侵略的なものもある。非意図的な混入・付着等による拡散も含め、利用方法や管理実態等から拡散の潜在的可能性が高いものについて、以下の2つの観点から評価を行った。

①利用による逸出の可能性 野外での栽培や播種が行われており、拡散の危険性が高いもの。管理放棄の起こりやすさや、管理の困難性等から逸出の危険性が高いもの。有用植物や実験試料等として大量に使用されているもの。 ◎: 社会経済活動の中で大量に利用されている。 管理が行き届かない環境で栽培されており、拡散の可能性が高い。 利用される量は少ないが、重要地域に意図的に持ち込まれる可能性が特に高い。 例) コマクサ、観賞用水草類 ○: おもに個人に利用されている。 ー: 植物園等の限られた専門的な施設内で栽培されている。 古い時代に利用されたもの (例) イチビ) を含め、現時点では利用に関する情報を得ていない。
②付着・混入による拡散の可能性

流通する物資等に非意図的に混入・付着している可能性が高いもの。 ◎：物資等に混入・付着していることが確認されている。 ○：物資等に混入・付着している可能性が高い。 －：現時点では、混入・付着に関する情報を得ていない。
--

4. 掲載種の選定方法

「2. 定着段階の区分」「3. 侵略性の評価」で整理した情報を踏まえ、以下の取り扱いにより総合的に判断し、掲載種を選定した（「」はそれぞれの評価項目を示す）。

定着可能性の評価（※未定着（未定着、小笠原諸島・南西諸島で未定着）のみ）
・生物学的な定着の可能性が高い、又は海外からの導入の可能性が高いものを対象として、下記の侵略性の評価を行い、掲載種を選定した。 （「定着可能性」の「生物」か「輸入」のどちらかが「◎」となることを重視）
国内由来の外来種・国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種のみ
・本来の分布域又は侵入先が、一部の地域又は特定の環境に限られており、外来種であることが明らかであるものを対象として、下記の侵略性の評価を行い、掲載種を選定した。
侵略性の評価
（国外/国内由来・国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種、各定着段階共通）
次のⅠ～Ⅴに1つ以上該当する種類について、リスト掲載対象とした。 Ⅰ．生態系被害のうち交雑が確認されている、又はその可能性が高いもの。 （「生態系被害」の「交雑」が「◎」となることを重視） 生態系被害の中でも、交雑は不可逆的な影響であるため特に重視した。 Ⅱ．生物多様性の保全上重要な地域で問題になっている、又はその可能性が高いもの。 （「重要地域」が「◎」となることを重視） Ⅲ．人体に重篤な被害を引き起こす、又はその可能性が高いもの。 （「人体」が「◎」となることを重視） Ⅳ．生態系被害のうち競合又は改変の影響が大きく、かつ分布拡大・拡散の可能性も高いもの。 （「生態系被害」の「競合」又は「改変」が「◎」で、かつ「分布拡大・拡散」、「利用」、「付着・混入」の複数項目が「◎」となることを重視） 生態系被害の中でも、競合又は改変の影響が、拡大、継続することを重視した。 Ⅴ．生態系被害のほか、人体や経済・産業へ幅広く被害を与えており、かつ分布拡大・拡散の可能性もあるもの。 （「生態系被害」の「競合」又は「経済・産業」が「◎」、「重要地域」又は「人体」が「○」、「分布拡大・拡散」、「利用」、「付着・混入」が「◎」となることを重視）